

AMU PAY 加盟店規約

第1条 (本規約の対象)

AMU PAY 加盟店規約(以下「本規約」という)は、一般財団法人 AMU(以下「AMU 財団」という)と加盟店(第 3 条第 1 項に定める)との間の AMU PAY 決済サービス(以下「本サービス」という)の利用等に関する事項を定めるものとします。

第 2 条 (本サービス等)

1. AMU 財団 は、本サービスについて、各加盟店 QR コード (AMU PAY 店舗 QR、決済 QR) (以下「QR 等」という)を発行するものとします。
2. 本サービスとは、所定の方法により、本サービスを利用する店舗(以下「取扱店舗」という)の利用客(以下「顧客」という)が、自らの AMU PAY にチャージしている仮想通貨(以下「AMU PAY 残高」という)の範囲内で加盟店が提供する商品又はサービスの対価を支払うことができるサービスを指すものとします。
3. 前項に定める所定の方法とは、顧客が AMU PAY を利用して、取扱店舗が表示する QR コードを読み取る方法(以下「店舗提示方式」という)又は AMU PAY 決済ページ内の AMU PAY 導入店舗検索機能から店舗を選択する方法のいずれかを指すものとします。

第 3 条 (加盟店)

1. 加盟店とは、AMU PAY 基本規程及び本規約に同意のうえ本サービスにおける加盟店としての参加の申込みを行い、かつ、AMU 財団 による所定の審査により本サービスにおける加盟店としての参加が承認された法人又は個人事業主を指すものとします。
2. AMU 財団 は、加盟店になろうとする法人又は個人事業主が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該法人又は個人事業主による本サービスにおける加盟店としての参加を拒否することができるものとします。
 - (1) 申込書の内容に虚偽若しくは不備があるとき、又はその虞があるとき
 - (2) 関係法令及び関係省庁等による告示・通達・ガイドライン等に違反している、又はその虞があるとき
 - (3) 監督官庁から営業許可の取消若しくは停止処分その他類似の処分を受けているとき
 - (4) 営業又は提供している商品若しくはサービスが公序良俗に反すると AMU 財団 が判断したとき
 - (5) AMU 財団 の業務遂行に重大な支障を及ぼすとき、又はその虞があるとき
 - (6) 本サービスの提供が運用上又は技術上の理由から困難であると AMU 財団 が判断したとき
 - (7) その他 AMU 財団 が加盟店として不相当であると判断したとき
3. 加盟店は、取扱店舗について、予め AMU 財団に書面等にて通知のうえ、AMU 財団から承認を得な

ければならないものとしします。

4. 加盟店は、前項の承認を得ていない店舗において、本サービスを顧客に提供してはならないものとしします。
5. 加盟店は、本サービスの普及率向上のための施策その他協力をを行うものとしします。

第4条（本サービスの顧客への提供）

加盟店は、自己の名と責任において、AMU 財団 と協働して継続的かつ安定的に本サービスを顧客に提供するものとしします。

第5条（加盟店における掲示等）

加盟店は、本サービスの利用が可能な旨を利用者に対して示すため、取扱店舗の見やすい位置に、無店舗型の場合は店舗 WEB サイト等に AMU 財団が指定するロゴ、QR 等（以下「本サービスロゴ」）を掲示するものとしします。

第6条（第三者への委託）

1. 加盟店は、本サービスの顧客への提供に関する業務を、事前に AMU 財団の書面による承諾を得ない限り、第三者に委任、委託又は代理等(以下「業務委託等」という)させることができないものとしします。
2. 前項に基づき、AMU 財団の事前承諾を得て加盟店が第三者に業務委託等を行った場合は、加盟店は、当該業務委託等をして、本規約に基づく(第 36 条に定める個別合意がある場合はこれを含む)本サービスの利用に関する加盟店と AMU 財団との間の契約(以下「本契約」という)において加盟店が負う義務と同等の義務を課すものとしします。また、当該業務委託等先が AMU 財団 又は第三者に対して損害を与えた場合、加盟店は、当該業務委託等先と連帯して AMU 財団 又は第三者に対して損害を賠償するものとしします。
3. 第 1 項に基づき AMU 財団が加盟店による第三者への業務委託等を承諾した場合においても、AMU 財団が当該業務委託等先について加盟店との協議のうえ適当でないと合理的に判断し、当該業務委託等の中止を求めた場合は、加盟店は、AMU 財団 の要求から合理的期間内に当該業務委託等中止するものとしします。
4. AMU 財団 は、本サービスに関して行う業務の全部又は一部を、加盟店の承諾なくして第三者に業務委託等を行うことができるものとしします。

第7条（本サービスにおける取引）

1. 本サービスを通じた加盟店及び顧客間の商品又はサービスの購入又は利用(以下「取引」という)に関する支払いは、顧客提示方式の場合は取扱店舗が表示する QR コードを顧客が読み取ることで、または店舗提示方式の場合は AMU PAY 決済ページ内の AMU PAY 導入店舗検索機能から店舗を選択することで表示された決済画面より顧客が取引額相当の仮想通貨を店舗へ送金し、当該顧客の AMU PAY

決済完了画面の表示が確認でき、且つ顧客・店舗側双方に当該決済の完了通知メールが届いた場合に、それぞれ完了するものとします。

2. 前項に基づき、本サービスを通じて顧客による支払いが確認された場合は、当該取引に関して、当該顧客による加盟店に対する支払いは完了したものとみなされ、加盟店が別途当該顧客に対して支払いを求めることはできないものとします。
3. 加盟店は、顧客に対して販売した商品又はサービスの売上伝票若しくはデータ又はその他の証憑を、当該顧客と取引のあった日から最低7年間、適切に保存するものとし、AMU 財団から要請があったときはそれらの証憑を遅滞なく AMU 財団 に提出するものとします。

第8条 (パスワード)

1. AMU 財団 は、本サービスの利用に関し、加盟店に対して AMU PAY 店舗用アカウントのログインパスワード(以下「パスワード」という)を付与します。
2. 加盟店は、パスワードを第25条の営業秘密等として、同条に従って取り扱うものとします。

第9条 (本サービスによる支払いの拒否及び差別待遇の禁止)

1. 加盟店は、顧客に対し、正当な理由なく、本サービスによる支払いを拒否し、現金払い又はクレジットカード払い等その他の支払い手段の使用を要求すること、又は、名目の如何を問わず、加盟店が負担すべき手数料の顧客への転嫁等、本サービスによる支払いを行おうとする顧客に不利となる差別的取扱いを行ってはならないものとします。
2. 加盟店は、AMU 財団 から依頼があったときは、本サービスを通じた顧客の加盟店への支払い状況等の調査に直ちに協力するものとします。

第10条 (取扱い禁止商品等)

1. 加盟店は、以下のいずれかに該当する商品又はサービスを取り扱ってはならないものとします。
 - (1) 事実誤認を生じさせ、又はその虞のあるもの
 - (2) 通常人の射幸心を煽るもの、又はその虞のあるもの
 - (3) 覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん、毒物、劇薬の使用を肯定若しくは助長するもの、又はその虞のあるもの
 - (4) 犯罪的行為を助長するなど、社会的に有害であり、又はその虞のあるもの
 - (5) 特定の個人、団体を誹謗中傷し、又はその虞のあるもの
 - (6) 政治団体や宗教団体その他それと同視し得る団体への寄付、献金を求めるもの、又はその虞のあるもの
 - (7) AMU 財団 若しくは第三者の財産、プライバシー等の権利を侵害し、又はその虞のあるもの
 - (8) AMU 財団 若しくは第三者の知的財産権を侵害し、又はその虞のあるもの
 - (9) 回数券、定期券、商品券、印紙、切手、金券類等の換金性が高いもの、又は換金の虞が高いと AMU 財団 が判断するもの

- (10) 商品等の引渡し若しくは役務提供を複数回に渡り又は継続的に行う取引に該当するもの(特定商取引法に定義される「特定継続的役務提供」を含むが、これに限られない。)、又はその虞のあるもの
- (11) 関係法令及び関係省庁等による告示・通達・ガイドライン等の定め違反するもの、又はその虞のあるもの
- (12) 取引に必要な許認可を得ていないもの、又はその虞のあるもの
- (13) 公序良俗に反し、又はその虞があるもの社会風俗に重大な悪影響を与えるもの、又はその虞のあるもの
- (14) その他 AMU 財団 が不相当と判断したもの

2. 加盟店は、AMU 財団 から、取り扱う商品又はサービスについて報告を求められた場合は、直ちにこれに応じるものとし、また、AMU 財団 が前項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、AMU 財団 からの指示に従い、直ちに当該商品又はサービスの取扱いを中止するものとします。

第 11 条 (顧客との紛議等)

- 1. 加盟店は、取引に関する一切の責任及び費用を負担するものとし、顧客からの苦情、相談を受けた場合や、顧客との間において紛議が生じた場合は、自己の責任及び費用に おいて直ちにその解決にあたるものとします。
- 2. AMU 財団 が加盟店による本サービスに関する顧客からの苦情その他の問合せ等に関して調査を要すると判断した場合は、AMU 財団 は加盟店に対して調査を実施又は要請することができ、加盟店は直ちにその調査に協力しなければならないものとします。

第 12 条 (システム使用料)

- 1. 加盟店は、本サービスの利用にかかる対価として、決済合計額に応じたシステム使用料(システム使用料は加盟店及び代理店との協議によって定める)を乗じて計算された手数料を、決済時に決済合計額から差し引く方法により精算するものとし、加盟店は当該方法により AMU 財団 に手数料を支払うものとします。なお、理由の如何を問わず、AMU 財団 は、本サービスの手数を加盟店に返還しないものとします。
- 2. AMU 財団 は、翌年 4 月 1 日から翌々年 3 月末日までに適用されるシステム使用料(手数料)率を変更することができるものとし、この場合、AMU 財団 は、当該翌年の 1 月末日までにその旨加盟店に通知するものとします。
- 3. 前項の通知から 10 日後まで(以下「異議申出期間」という)に、加盟店から AMU 財団 に対して手数料率の変更に異議の申し出がない場合は、加盟店は当該変更に同意したものとみなされ、当該変更が有効となるものとします。
- 4. 本契約は、異議申出期間内に、加盟店から異議の申し出があった場合、その年の 3 月末日をもって終了するものとします。

第 13 条（本ブランドの利用許諾等）

1. AMU 財団 は、加盟店が本サービスを顧客に提供するために必要な範囲内において、本ブランドを利用することを許諾するものとします。
2. 加盟店は、本契約が終了したとき、直ちに本ブランドの利用を中止しなければならないものとします。

第 14 条（禁止行為）

1. 加盟店は、本サービスを顧客に提供するにあたり、AMU PAY のプログラム及びシステムの改良、複製、改変又は 解析等を行ってはならず、また、これに加担してはならないものとします。
2. 加盟店は、AMU 財団 から提供されたアプリケーションその他のプログラム及びシステムを無断で複製、翻案、改ざん、リバースエンジニアリング等の行為をしてはならないものとします。
3. 加盟店は、本サービスを利用して架空取引及び AMU PAY 残高の現金化並び顧客が本サービスを通じてこれらの行為をすることを幫助してはならないものとします。
4. 加盟店は、本契約上の地位又は本契約に基づいて発生した一切の権利及び義務を、事前に AMU 財団の書面による承諾を得ない限り、第三者に譲渡することはできないものとします。

第 15 条（不正取引の抑止）

加盟店は、AMU 財団 から取引を停止すべき旨の情報が送信されたときは、直ちに当該取引を停止しなければならないものとします。

第 16 条（報告・検査等）

1. AMU 財団 は、加盟店の求めに応じ、AMU 財団 の業務の処理状況等について書面又は口頭による報告を行うとともに、ブランドオーナーの指定する資料を提出しなければならないものとします。
2. AMU 財団 は、加盟店に対し、加盟店の本サービスの利用状況等について、自ら又はその指定する者により相当の方法によって必要な検査を行うことができるものとします。
3. 加盟店は、AMU 財団 の求めに応じ、加盟店の本サービスの利用状況等について書面又は口頭による報告を行うとともに、AMU 財団 の指定する資料を提出しなければならないものとします。
4. 前二項に基づく報告等の結果、AMU 財団 が必要と認めた場合は、AMU 財団 は、加盟店に対し、加盟店の本サービスの利用状況等に関する指示を行うことができ、加盟店は、これに従わなければならないものとします。
5. 加盟店は、加盟店の本サービスの利用状況等に関し、AMU 財団 の監査担当部署又は監督官庁、税務署等の官公署等から検査・監督上の要求を受けた場合は協力するものとします。

第 17 条（届出事項）

1. 加盟店は、商号、代表者名、加盟店の本店所在地・主たる事務所若しくは営業所の所在地・取扱店舗の所在地、連絡先、加盟店が取り扱う商品若しくはサービスの種類及び内容等を AMU 財団 に届け

出なければならないものとしします。

2. 加盟店は、前項の届出事項に変更が生じた場合は、直ちに AMU 財団に届け出なければならないものとしします。

第 18 条（契約期間）

本契約の有効期間は、AMU 財団 が加盟店からの申込みを承認した日から 1 年間としします。但し、有効期間満了の 3 カ月前までにいずれの当事者からも書面により更新をしない旨の意思表示が相手方に対してなされない限り、有効期間はさらに 1 年間自動的に更新されるものとし、以後も同様としします。

第 19 条（中途解約）

1. 加盟店又は AMU 財団 は、書面により 3 カ月以上の予告期間をもって相手方に通知することにより、本契約を中途解約することができるものとしします。
2. AMU 財団 は、前項の定めにかかわらず、社会情勢の変化、関係法令及び関係省庁等による 告示・通達・ガイドライン等の改廃、その他 AMU 財団の裁量により、本サービスを終了することがあり、かかる場合、AMU 財団 は書面により加盟店に対して通知することにより、本契約を直ちに解約することができるものとしします。
3. AMU 財団 は、前項により、加盟店に損害(直接かつ現実に生じた損害を含む)が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとしします。

第 20 条（解除）

加盟店及び AMU 財団 は、相手方が以下の各号のいずれかに該当した場合は、何らの催告を要することなく本契約を直ちに解除することができるものとし、これにより損害が生じた場合は、その賠償を相手方に対して請求することができるものとしします。

- (1) 本契約に違反又は顧客から苦情が複数発生し、相当の期間を定めた書面による是正の催告を受けたにもかかわらず、当該違反が是正されなかったとき
- (2) 加盟店について、手形小切手の不渡り、支払停止若しくは手形交換所における取引停止処分又は破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算その他類似の手續の開始の申立てを受け、又は自ら申立てをなしたとき
- (3) 加盟店の重要な財産に対する仮差押え、仮処分又は差押えの命令の申立てがなされたとき、その他加盟店の財務又は営業状況に重大な悪影響を及ぼす事由が生じたとき
- (4) 加盟店が、合併、主要な営業の譲渡、主要な営業についての会社分割、その他加盟店に重大な影響を及ぼす組織変更を行ったとき
- (5) 加盟店が合併によらない解散の決議をしたとき
- (6) 加盟店の主要な株主に変更が生じたとき、又は加盟店の経営に重大な変更が生じたとき
- (7) 加盟店が、関係法令及び関係省庁等による告示・通達・ガイドライン等に違反していることが判明したとき

- (8) 加盟店が、監督官庁から営業許可の取消又は停止処分その他類似の勧告又は処分を受けたとき
- (9) AMU 財団 が、加盟店の営業又は提供している商品若しくはサービスが公序良俗に反すると判断したとき
- (10) 加盟店が本契約の申込みにあたり、虚偽の申請をしたとき
- (11) AMU 財団 が当該加盟店に対して本サービスを利用させるのが不適切であると判断したとき

第 21 条 (期限の利益の喪失)

加盟店又は AMU 財団 は、自らが前条各号のいずれかに該当した場合は、本契約の全部若しくは一部の解除の有無にかかわらず、本契約に基づく相手方に対する一切の債務について、相手方から通知催告等を受けることなく、当然に期限の利益を喪失し、直ちにこれを弁済する責任を負うものとします。

第 22 条 (契約終了後の処理)

1. 加盟店は、本契約が終了したときは、本サービスの顧客への提供を直ちに中止しなければならないものとします。
2. 本契約終了前に、本契約に基づき、AMU 財団 及び加盟店間で生じ、かつ、本契約終了時に存続する債権及び債務は、本契約終了後も存続するものとします。

第 23 条 (反社会的勢力の排除)

1. 加盟店及び AMU 財団 は、相手方に対し、本契約の締結時において、自己、その代表者、役員、実質的に経営を支配する者若しくは従業員又はその代理若しくは媒介をする者その他の関係者が、反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. 加盟店及び AMU 財団 は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを表明し保証します。

第 24 条 (セキュリティ保持義務)

1. 加盟店は、本サービスの顧客への提供にあたって、顧客の情報を含む一切の情報を、インターネットを介して AMU 財団 又は第三者に伝達する場合は、暗号化する等、商業上合理的な安全化措置を講じるものとし、事前に AMU 財団 の書面による承諾を得るものとします。
2. 加盟店は、本サービスの顧客への提供にあたって、顧客の情報を含む一切の情報を第三者に閲覧、改ざん、ハッキング等されないための商業上合理的な安全化措置を講じるものとし、事前に AMU 財団 の書面による承諾を得るものとします。

第 25 条 (秘密保持)

1. 加盟店及び AMU 財団 のうち情報を受領した者(以下「情報受領者」という)は、本契約の履行に関して、加盟店及び AMU 財団 のうち情報を開示した者(以下「情報開示者」という)から開示された

技術上又は営業上の秘密情報(以下「営業秘密等」という)を厳に秘密として保持し、事前に情報開示者の書面による同意を得ることなく、第三者に開示若しくは漏洩し、本契約の履行以外の目的に利用しないものとします。

2. 次の各号のいずれかに該当する情報は、前項の適用を受けないものとします。
 - (1) 情報開示者から開示を受ける前に正当に保有していた情報
 - (2) 情報開示者から開示を受ける前に公知となっていた情報
 - (3) 情報開示者から開示を受けた後に自らの責に帰すべからざる事由により公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (5) 情報開示者から開示された営業秘密等によらず独自に開発した情報
3. 加盟店及び AMU 財団 は、情報開示者から開示された営業秘密等について、自己の役員又は使用人のうち、当該営業秘密等を業務遂行上知る必要のある者に限定して開示するものとし、それ以外の役員又は使用人に対して開示又は漏洩してはならないものとします。加盟店及び AMU 財団 は、情報開示者から開示された営業秘密等を知得した自己の役員又は使用人(営業秘密等を知得後に退職した者を含むもの)とします。以下本項において同じ)及び第1項の定めに基づき情報開示者の事前の書面による同意を得て営業秘密等を開示した第三者に対し、本条に定める守秘義務の遵守を徹底させるものとし、当該役員、使用人又は第三者による守秘義務違反について、情報開示者に対して一切の責任を負うものとします。
4. 前各項の規定にかかわらず、情報受領者は、情報開示者から開示された営業秘密等について法令上の要請により開示が義務づけられた場合は、情報開示者の承諾なく、かかる義務に基づいて当該営業秘密等を開示すべき者(以下「開示先」という)に対し、かかる義務の範囲内で当該営業秘密等を開示できるものとします。この場合、情報受領者は、可能な限り速やかに、その旨を情報開示者に通知するものとし、当該営業秘密等が秘密を保持すべきものであることを示して開示先に開示するものとします。
5. 加盟店及び AMU 財団 は、本契約が終了した場合又は情報開示者から要請があった場合、情報開示者から開示された営業秘密等を、情報開示者の指示に従い返却又は廃棄するものとします。

第26条 (資料等の貸与)

1. AMU 財団 は、加盟店に対し、加盟店が本サービスを顧客へ提供するために AMU 財団 が必要と認める資料、情報(以下総称して「業務資料等」という)を貸与又は提供するものとします。
2. 加盟店は、前項の規定により AMU 財団 から業務資料等の貸与又は提供を受けた場合は、直ちに預り証又は受領書を AMU 財団 に提出するものとします。
3. 加盟店は、業務資料等を前条の営業秘密等として、同条に従って取り扱うものとします。

第27条 (個人情報等の利用)

加盟店及び AMU 財団 は、本契約の履行にあたり、その手段・方法を問わず知り得た情報開示者が保有する個人情報及び顧客に関する情報(以下以下総称して「個人情報等」という)について、適切に管理するもの

とし、本契約の履行以外のいかなる目的のためにも利用しないものとします。

第 28 条（加盟店等に関する情報）

加盟店並びにその代表者及び管理者(以下併せて「加盟店等」という)は、AMU 財団による加盟店の審査及び本サービスの加盟店への提供を目的として、加盟店等に係る以下の各号に掲げる情報(以下これらの情報を総称して「加盟店情報」という)を AMU 財団 が取得、保有及び利用すること、並びに上記目的の範囲内で AMU 財団 が加盟店等の情報を、下記会社（以下「関連会社」という)に第三者提供することを同意するものとします。

[提供する情報]

- (1) 加盟店の商号、加盟店の本店所在地及び主たる事務所若しくは営業所並びに取扱店舗の所在地、代表者及び管理者の氏名・生年月日・性別・電話番号・メールアドレス並びにその他本契約に基づき取得した情報
- (2) 本契約の申込日、契約日、終了日その他本契約に関する情報
- (3) 加盟店の本サービスの利用履歴
- (4) 加盟店の営業許可証等の確認書類の記載事項に関する情報
- (5) 公的機関から適法かつ適正な方法により取得した登記簿謄本、住民票、納税証明書等の記載事項に関する情報又は官報、電話帳、住宅地図等において公開されている情報
- (6) 加盟店等に関する信用情報
- (7) 顧客から AMU 財団 に申し出のあった苦情の内容及び当該内容について、AMU 財団 が当該顧客及びその他の関係者から収集した情報

[利用目的]

- (1) 関連会社のインターネット付随サービス業又は AMU 財団 若しくは関連会社が適切と判断した会社における、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、市場調査・商品開発及び宣伝物・印刷物のダイレクトメールの送付、電子メールの送信、電話等による勧誘等の営業案内のため
- (2) その他 AMU 財団 はその関連会社のプライバシーポリシー又は個人情報保護方針に記載された目的のため

[関連会社]

AMU PLUS LTD

[連絡先]

【一般財団法人 AMU 個人データ開示等相談窓口】

〒108-0073 東京都港区三田 2 丁目 10 番 6 号レオマビル 2F

03-6453-8954 (10:00～17:00 但し土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

[利用期間] 本契約期間中及び本契約の終了日から 1 年間

第 29 条 (通知)

加盟店及び AMU 財団 は、本契約及び本サービスに関する一切の通知については、連絡担当窓口担当者を選任し、担当者氏名、連絡先メールアドレス及び電話番号の管理簿を別途設け、緊急時においても通知が確実に実施可能な体制を整備するものとします。

第 30 条 (AMU 財団 の責任)

1. AMU 財団 は、以下の事項について、加盟店に対し、何らの責任も負わないものとします。
 - (1) 天災地変、停電その他不可抗力による本サービスに関するシステムの停止に関する 事項
 - (2) 加盟店又は顧客の行為、属性、信用その他これらの者に関する一切の事項
2. AMU 財団 が本契約に基づき、加盟店に対して責任を負う場合であっても、その上限額は加盟店が AMU 財団に支払った手数料の合計金額を超えないものとします。

第 31 条 (加盟店の責任)

加盟店は、自らの業務に関し、自らの責めに帰すべき事由により AMU 財団 又は第三者に損害等を生じさせた場合は、当該損害等を賠償する責任を負うものとします。

第 32 条 (譲渡禁止等)

加盟店は、AMU 財団 の事前の書面による承諾がある場合を除き、本規約に基づく加盟店としての地位及び権利義務の全部又な一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならないものとします。

第 33 条 (合意管轄)

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 34 条 (協議)

加盟店及び AMU 財団 は、本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、誠意をもって協議のうえ、円満に解決するものとします。

第 35 条 (準拠法)

加盟店及び AMU 財団 は、本契約に関する一切の紛争については、日本法を準拠法とします。

第 36 条 (優先関係)

本規約と AMU PAY 基本規程又は加盟店及び AMU 財団間の個別の合意(以下「個別合意等」という)との

内容が異なる場合、個別合意等の内容が本規約に優先するものとします。

第 37 条（本規約の改廃）

AMU 財団は、加盟店の権利又は利益を著しく損ない又はその虞がある場合を除き、3 カ月前までに加盟店に通知することにより、本規約を改廃することができるものとします。

以上

附則 2020 年 2 月 1 日制定